

1. 件 名：北海道電力株式会社泊発電所の防災資機材の目的外使用について

2. 日 時：令和5年6月23日 16:30～17:30

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官、宮田専門職、
酒井専門職

北海道電力株式会社

泊発電所

防災・安全対策室 室長 他16名

5. 要 旨

北海道電力株式会社から、泊発電所原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災資機材のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車等について、発電所外での使用は問題ないとの説明があった。（資料1）

原子力規制庁から、以下のとおりコメントした。

- 灌漑用水の供給について、社内の他の手立てに関して資料に言及がなく、それを尋ねると「把握していない」という回答では、原子力防災資機材の重要性に対する認識が低いか、法令遵守の姿勢が認められないと言わざるを得ない。
- 原子力防災資機材として登録している以上、全数が現状の泊発電所の状態においても必要なものという位置づけである。それを曲げて使用するというのであれば、相当の理由付けや、万一の場合の対応について準備する必要があるが、一切の説明がない。
- なお、本来予備機としておくべきものが、待機要求をかけられた記載になっているのであれば、記載を見直すべきと考える。

北海道電力から、現時点では全社的な検討ができておらず、コメントを踏まえて資料を見直し、改めて説明する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 泊発電所 原子力事業者防災業務計画に記載している資機材の発電所外使用について（北海道電力株式会社）